

(案)

平成 22 年 8 月 20 日
横浜市公立大学法人評価委員会
資 料 3

平成22年8月〇〇日

横浜市長 林 文子 様

横浜市公立大学法人評価委員会
委員長 川村 恒明

意見書

公立大学法人横浜市立大学の平成21事業年度財務諸表及び利益処分（案）の承認について、地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）第34条第3項及び同法第40条第5項の規定に基づく横浜市公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりである。

- 1 地方独立行政法人法第34条第1項に規定する財務諸表の承認について
財務諸表を承認することは適当である。
- 2 地方独立行政法人法第40条第3項に規定する利益処分の承認について
利益処分を承認することは適当であるが、承認に当って下記の意見を付するので、十分留意されたい。

【意見】

教育研究のいっそうの充実、安全で高度な医療の提供等法人の設立及び運営の目的をさらに確実に達成するため、設立団体との共通理解の下、次の諸点に特に留意しつつ、計画的な経営の推進につとめること。

- 1 各年度当初に、年度の経営課題を的確に予測し、明確な見通しの下に収支計画、資金計画、人員配置計画等の年度運営に不可欠な諸計画を立案するとともに、その確実な実施につとめること。
- 2 またそれらの諸計画の実施状況について、それぞれの月次実績との比較・分析等絶えざるフォローアップを的確に行い、問題点の逐次把握と速やかな対応の立案・実施を進めること。
- 3 目的積立金の計画的な活用を含め、法人全体の財務基盤の強化を引き続き進めること。

以上